

耐震化促進事業の拡充について

1 背景及び目的

令和5年に改訂された東京都耐震改修促進計画において、2000年基準を満たさない木造建築物や一般緊急輸送道路沿道建築物及び地域輸送道路（緊急道路障害物除去路線）の沿道建築物の耐震化促進に取り組むこととされた。これらを耐震化促進事業の助成対象建築物に加え、災害に強いまちづくりを推進する。

2 耐震化促進事業拡充の概要

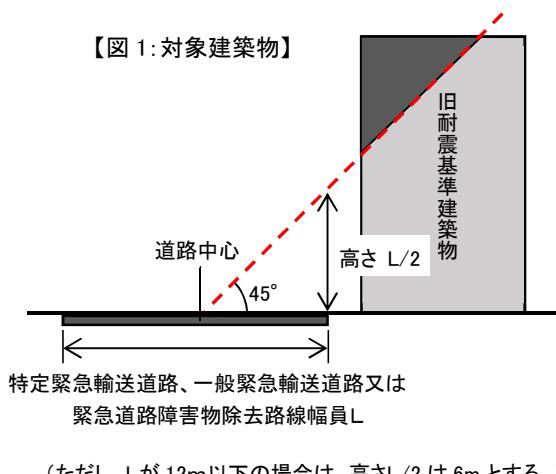
- (1) 木造建築物耐震診断助成、木造住宅耐震化助成、木造住宅シェルター等助成
ア 助成対象の拡充
現 行：昭和56年5月31日以前に着工されたもの
拡充案：平成12年5月31日以前に着工されたもの
(昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間にあっては、在来軸組工法による平屋又は2階建てのものに限る。)

- (2) 緊急輸送道路沿道建築物に対する助成

- ア 助成対象の拡充
現 行：特定緊急輸送道路に敷地が接する建築物 ※
拡充案：一般緊急輸送道路又は緊急道路障害物除去路線に敷地が接する建築物 ※

※ 以下の条件に当てはまるもの

- ・建築物の高さが、特定緊急輸送道路、一般緊急輸送道路又は緊急道路障害物除去路線の中心から建築物までの距離より高いもの（図1）
- ・昭和56年5月31日以前に着工された建築物



イ 助成内容

- (ア) 耐震診断に要する費用：
・一般緊急輸送道路 助成対象事業費の10分の9【上限200万円】
・緊急道路障害物除去路線 助成対象事業費の2分の1【上限200万円】
- (イ) 補強設計に要する費用： 助成対象事業費の2分の1【上限200万円】
- (ウ) 耐震改修に要する費用： 助成対象事業費の2分の1【上限1,000万円】
- (エ) 建替えに要する費用： 助成対象事業費の2分の1【上限1,000万円】
- (オ) 除却に要する費用： 助成対象事業費の2分の1【上限1,000万円】

3 今後のスケジュール

令和6年3月25日 区報及びHP掲載等

4月 1日 拡充による助成開始

- ===== 特定緊急輸送道路
- 一般緊急輸送道路
- 緊急道路障害物除去路線

